

「婦人の地位委員会の今後の作業機構と方法」

国連経済社会理事会は、

主要な国連会議やサミットにおける成果文書の実施パフォーマンスを改善するための国連総会決議第 57 / 270B 号により定められているように、いくつかの国連機能委員会の作業方法の見直しにかかる進歩を歓迎し、いまだ作業方法の見直しを行っていない機能委員会と他の国連関連下部機関に対し検討継続を奨励するとともに、それら委員会・機関からのレポート提出を 2006 年に求める同理事会決議 2005 / 48 号を想起し、

婦人の地位委員会（婦地委）の本質的な責務である第 4 回世界女性会議と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」フォローアップを再確認し、

婦地委の作業方法は、北京宣言・行動綱領（以下、BPfA）と第 23 回国連特別総会成果文書（以下、Women 2000）の実施推進に貢献すべきことを認識し、

また、BPfA と Women 2000 の実施、そして女子差別撤廃条約の遵守は相互にジェンダー平等達成と女性の地位向上を強化するものであることを認識し、

ジェンダー主流化は引き続き BPfA と Women 2000 の実施において重大な戦略であることを再確認するとともに、ジェンダー主流化推進における婦人の地位委員会の触媒的役割を念頭に置き、

NGO、その他の市民社会における活動主体の、BPfA の実施を進めるにあたっての重要性と、この観点からの婦地委作業への重要性を認識し、

A:婦人の地位委員会の作業方法：

- 1 . 第 51 回婦地委より、BPfA と Women 2000 に基づき 1 つの優先テーマを検討することを決定し、
- 2 . 婦地委が毎年、『第 4 回世界女性会議と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けたジェンダー平等、開発、平和」のフォローアップ』にかかる一般討論を継続する

ことを決定し、そして、ステートメントにおいては、優先テーマに関し、達成された目標、成果、ギャップと課題、過去になされたコミットメントの実施について明確にすることを提言し、

3. 毎年開催する対話型のハイレベル円卓会合は、優先テーマに関し、これまでなされたコミットメント実施についての経験、得られた教訓、好事例、そして活用可能な場合は、裏付けデータのある成果に焦点を絞ることを決定し、
4. また、毎年婦地委が、優先テーマに関し、これまでなされたコミットメントの実施を加速化するための方法・手段について、以下を通じて議論することを決定する：
 - (i) 実施を加速化する主要な政策イニシアティブを特定する対話型の専門家パネル
 - (ii) 優先テーマに関連するジェンダー主流化に係る能力開発について、各国・地域の経験の交換、得られた教訓、好事例、そして活用可能な場合は、裏付けデータのある成果に基づき、技術専門家と統計専門家の参加を得て実施する対話型の専門家パネル
5. 毎年実施する優先テーマに係る議論の1つの成果は、全ての国により交渉され、これまでになされたコミットメントの実施におけるギャップと課題を特定し、全ての国・関係する政府間機関・メカニズム・国連システム・その他の利害関係者に対し、実施を加速化するための行動志向の提言を行う合意結論の形態をとること、そしてその文書は、関係する国連システムにより幅広く普及され、そして、適切な場合、全ての国により、各国内一般に向け幅広く活用される形となることを決定し、
6. 毎年、婦地委は、優先テーマに関する過去の会合で採択された合意結論の実施に係る進歩の評価を、以下を通じて行うことを決定する：
 - (i) 全ての国・オブザーバー間の、合意結論の実施を加速化するための、合意結論の実施を後押しする各国・地域の活動に焦点を当てた、また適切な場合は、信頼できる統計、性別データ、その他のモニタリングと報告を精緻化する量的・質的情報に裏付けされた対話
7. この評価の成果は、ビューローメンバーを通じた地域グループとの協議において作成され、議長サマリーの形態をとることを決定する、
8. 婦地委は、女性のおかれた状況あるいは男女間の平等に影響を及ぼしており、緊急に検討が求められる新たな課題や、既存の課題に係る新たな傾向・アプローチについて議論を継続することを決定し、

- 9 . 各会合に先立ち、委員会のビューローに対し、地域グループを通じた全ての国との協議を経て、世界的・地域的レベルでの進歩や、ジェンダー視点へのさらなる留意が求められる国連における計画された行動を考慮したうえで、婦地委において検討に付される新たな課題を特定することを要請し、
- 10 . 新たな課題は、各国・地域の経験、得られた教訓、好事例、また活用可能な場合は裏づけデータのある結果の交換を通じて成果、ギャップと問題に焦点を当てる対話型専門家パネルにより検討され、議論の成果は、ビューローメンバーを通じた地域グループとの協議により作成される議長サマリーという形態をとることを決定し、
- 11 . 国連女性の地位向上部に対し、第 51 回会合より、毎年の婦地委会期中に、次回会合の優先テーマに関する事前討議を可能にするためのパネルイベントを開催することを要請し、
- 12 . 女子差別撤廃委員会を含む全てのジェンダーに特化した国連機関やその他の関係する国連機関に、適切な場合には、委員会の優先テーマに係る討議へ貢献することを歓迎し、
- 13 . 女性の地位向上における NGO の伝統的な重要性に鑑み、経済社会理事会決議 1996/6 号と 1996/31 号に基づき、北京会議に関するモニタリングと実施プロセスにおいて、NGO は可能な限り最大限に委員会作業に参画することを奨励されるべきであることを決定し、また、国連事務総長に、幅広い参加と情報の普及を容易にするため、NGO とのコミュニケーションにかかる既存のチャンネルの完全な活用を確保するための適切なアレンジを行うことを要請し、
- 14 . 毎年、婦地委会合の際に開催されるサイドイベントプログラムとともに、IPU により開催される議会人会合の継続を、謝意をもって記録し、
- 15 . 地域委員会が、婦地委の作業への貢献を継続することを歓迎し、
- 16 . 全ての国に対し、婦地委に送る代表団に、会合で検討されるテーマに関連した専門的知見を持つ省庁からの参加も含め、技術専門家、統計専門家、そして適切な場合は NGO の代表、その他市民社会の行動主体を含めることを奨励し、
- 17 . 国連事務総長に、優先テーマの実施進捗状況を測るため、国連統計委員会との協力において作成される、利用可能な指標の提案を含む、優先テーマにかかる報告を、毎年婦地委に提出することを要請し、
- 18 . また、国連事務総長に、優先テーマに特に焦点を当てた、各国レベルの政策・プログラムの開発、実施、評価におけるジェンダー主流化の進捗状況についての報告を、毎年婦地委

に提出することを要請し、

19. 国連事務総長に、国連総会への毎年の報告に、「BPfA と Women 2000 の実施のフォローアップにおいて採られた方策と得られた進歩」を含めることを、また経済社会理事会合意結論 1997/2 号「国連システムの全ての政策・プログラムにおけるジェンダー視点の主流化」の国連システム全体にわたる実施状況の見直しと評価に係る経済社会理事会への毎年の報告に、婦人の地位委員会の国連システムにおける議論への貢献度合いについてのアセスメントを含めることを要請し、
20. 婦地委による「ジェンダー問題・女性の地位向上に係る特別顧問オフィスと女性の地位向上部の作業計画案」と題された議題についての隔年の検討を継続することを歓迎し、
21. 婦地委の効果的な機能を確保するために、また、経済社会理事会の強化に係る議論の成果に照らし、婦地委第 53 回会合において、改訂された婦地委作業方法の機能をレビューすべきことを決定し、
22. 婦地委第 53 回会合で、2010 年における BPfA、Women2000 の実施状況見直しを行う可能性を議論することを決定し、

B.2007 - 2009 年におけるテーマ：

23. さらに、婦地委が以下のテーマを取り扱うことを決定する：
 - (i) 2007 年は、優先テーマで「女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃」、進捗状況評価においては第 48 回婦地委合意結論である「ジェンダー平等達成における男性と男児の役割」、
 - (ii) 2008 年は、優先テーマで「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達」、進捗状況評価においては第 48 回婦地委合意結論である「紛争予防、管理、及び紛争解決並びに紛争後の平和構築への女性の平等な参画」、
 - (iii) 2009 年は、優先テーマで「HIV/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」、進捗状況報告においては第 50 回婦地委合意結論である「あらゆるレベルの意思決定過程における女性と男性の平等な参画」。